

長崎県公衆浴場法施行細則

平成12年 3 月31日長崎県規則第53号

改正 平成13年 3 月30日規則第43号

平成15年 3 月17日規則第18号

令和 3 年 4 月 6 日規則第61号

令和 5 年12月 8 日規則第30号

（定義）

第 1 条 この規則で「法」とは公衆浴場法（昭和23年法律第139号）を、「省令」とは公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）、「条例」とは公衆浴場法施行条例（昭和36年長崎県条例第10号）をいう。

（水質基準等）

第 2 条 条例第 4 条第 3 号ア及び第 5 条第14号ア（浴槽水に係るものを除く。）に規定する規則で定める基準は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の 1 の項から 4 の項までに規定する基準の全部又は一部を適用しないことができる。

	区分	基準	検査方法
1	色度	5度以下であること	比色法又は透過光測定法
2	濁度	2度以下であること	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3	pH値	5.8以上8.6以下であること	ガラス電極法
4	有機物（全有機炭素(TOC)の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素(TOC)の量）が3mg / L以下又は過マンガン酸カリウム消費量が10mg / L以下であること	全有機炭素計測定法又は滴定法
5	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法

6	レジオネラ属菌	検出されないこと（10cfu / 100mL未満）	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法
---	---------	---------------------------	----------------

2 条例第5条第14号ア（浴槽水に係るものに限る。）に規定する規則で定める基準は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の1の項又は2の項に規定する基準のいずれか又は双方を適用しないことができる。

	区分	基準	検査方法
1	濁度	5度以下であること	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2	有機物（全有機炭素(TOC)の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素(TOC)の量）が8mg / L以下又は過マンガン酸カリウム消費量が25mg / L以下であること	全有機炭素計測定法又は滴定法
3	大腸菌群	1個 / mL以下であること	「下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する方法
4	レジオネラ属菌	検出されないこと（10cfu / 100mL未満）	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

（令3規則61・一部改正）

（営業許可の申請）

第3条 省令第1条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書（様式第1号）によるものとする。

（営業許可証の交付等）

第4条 知事は、公衆浴場の営業の許可をしたときは、公衆浴場営業許可証（様式第2号）を交付するものとする。

2 営業者は、営業許可証をき損し、又は紛失したときは、公衆浴場営業許可証再交付申請書（様

式第3号)により、営業許可証の再交付を申請することができる。

(譲渡による地位の承継)

第5条 省令第1条の2第1項に規定する届書は、公衆浴場営業承継(譲渡)届出書(様式第4号)によるものとする。

(令5規則30・追加)

(相続による地位の承継)

第6条 省令第2条第1項に規定する届書は、公衆浴場営業承継(相続)届出書(様式第5号)によるものとする。

2 省令第2条第2項第2号に規定する同意書は、公衆浴場営業者相続同意証明書(様式第6号)によるものとする。

(令5規則30・旧第5条繰下・一部改正)

(合併又は分割による地位の承継)

第7条 省令第3条第1項に規定する届書は、公衆浴場営業承継(合併)届出書(様式第7号)によるものとする。

2 省令第3条の2第1項に規定する届書は、公衆浴場営業承継(分割)届出書(様式第7号の2)によるものとする。

(令5規則30・旧第6条繰下・一部改正)

(変更等の届出)

第8条 省令第4条の規定による届出は、それぞれ次の各号に定める届出書によるものとする。

(1) 第3条の申請書並びに第5条、第6条第1項並びに第7条第1項及び第2項の届出書に記載した事項を変更したとき 公衆浴場営業許可申請・承継届記載事項変更届(様式第8号)

(2) 営業の全部又は一部を停止したとき 公衆浴場営業停止届(様式第9号)

(3) 営業の全部又は一部を廃止したとき 公衆浴場営業廃止届(様式第10号)

(令5規則30・旧第7条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に知事が交付した公衆浴場の営業の許可証は、第4条第1項の規定により交付された営業許可証とみなす。

附 則（平成13年規則第43号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第18号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（令和3年4月6日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月8日規則第30号）

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。